

川口市告示第118号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和8年2月26日

川口市長 岡村 ゆり子

- 1 令和8年度の対象地区は横曽根地区（並木元町・並木を除く）、青木地区、戸塚地区及び支所管轄地区とする。
- 2 定期検査の対象となる特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定める非自動はかり、分銅及びおもりとする。
- 3 定期検査の実施時期及び場所は次のとおりとする。
  - (1) 機械式及び電気式はかりであって、ひょう量が250kg以下のもの  
検査期日 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
検査場所 特定計量器の所在の場所
  - (2) 機械式及び電気式はかりであって、ひょう量が250kgを超えるもの  
検査期日 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
検査場所 特定計量器の所在の場所
- 4 上記3の(2)についての検査実施機関は以下の者とする。

川口市指定定期検査機関  
一般社団法人埼玉県計量協会  
会長 金井 一榮